
平成30年 第2回(定例)木城町議会会議録(第1日)

平成30年6月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年6月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
 - ③報告第2号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて(木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて(平成29年度木城町一般会計補正予算 第9号)
- 日程第7 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて(平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号)
- 日程第8 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて(平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算 第6号)
- 日程第9 議案第32号 木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第33号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第34号 木城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議案第35号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第13 議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第14 議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第15 議案第38号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第16 議案第39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第17 議案第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第18 議案第41号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第19 議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第20 議案第43号 平成30年度木城町一般会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第44号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第45号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第46号 平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第47号 平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第48号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第26 議案第49号 一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団規約の改正について
日程第27 委員会付託の省略
日程第28 議案に対する質疑
日程第29 各常任委員会議案審査付託
日程第30 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
 - ③報告第2号 法人の経営状況を説明する書類について

- 日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて（平成29年度木城町一般会計補正予算 第9号）
- 日程第7 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて（平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号）
- 日程第8 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて（平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算 第6号）
- 日程第9 議案第32号 木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第33号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第34号 木城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第35号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第13 議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第14 議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第15 議案第38号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第16 議案第39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第17 議案第40号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第18 議案第41号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19 議案第42号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第20 議案第43号 平成30年度木城町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第44号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第45号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第46号 平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第47号 平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第48号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第49号 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の改正について
- 日程第27 委員会付託の省略
- 日程第28 議案に対する質疑

日程第29 各常任委員会議案審査付託

日程第30 散会

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 後藤 和実君
6番 堀田 廣幸君	7番 渕上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 黒木 泰三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長代理（議事調査係長）	廣瀬 孝一君
書 記 橋本 正枝君	事務局補助員 鍋倉 貴行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中井 諒二君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	吉岡 信明君
環境整備課長	押川 道彦君	教育課長	西田 誠司君
税務課長	河野 浩俊君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	萩原 一也君	産業振興課長	渕上 達也君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長代理（議事調査係長）（廣瀬 孝一君） 皆様、おはようございます。

早朝より議会の傍聴にご来場いただきありがとうございます。議会の開会に先立ちご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（黒木 泰三） おはようございます。定刻になりました。

まずご報告します。議会事務局長、中村宏規君が病気療養のため欠席でありますので、局長代理を議事調査係長が行い、また前議事調査係長であった環境整備課の鍋倉貴行君に本会議場の運営補助として事務局席に入らせていただいております。

ただいまの出席議員は10名です。ただいまから平成30年第2回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成30年第2回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、6月4日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（黒木 泰三） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、原博君、9番、山田秋吉君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（黒木 泰三） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの7日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの7日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（黒木 泰三） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

3月中旬から4月中旬にかけて、保育園関係の卒園式、それから入園式、それから小学校、中学校の卒業式、それから入学式等が行われまして、全員で出席をしたところでありまして、そして、新しい学校関係のスタートが切られております。

3月25日、木城町地域婦人連絡協議会の総会が総合交流センターで行われました。

それから、4月1日、平成30年度木城町戦没者慰霊祭が城山公園で行われました。

同じく1日に、平成30年度消防団辞令交付式に出席いたしております。

それから4月11日、第54回木城町身体障害者福祉協議会の総会が福祉センターで行われております。

4月24日、平成30年度第1回町行政事務連絡委員会が総合交流センターで行われました。

それから25日、木城町観光協会の総会が木城町商工会館で行われております。

26日、平成29年度木城町老人クラブ連合会の総会が福祉センターで行われております。

それから5月の11日、児湯郡町（市）村議会議長会定例会が行われました。これには、木城町で行われたところでもあります。

それから15日、高鍋地区交通安全協会木城支部理事会・総会が3階大集会室となっておりますが、別館2階会議室で行われました。

それから18日、第57回木城町商工会通常総会が行われました。非常に多数の方が出席をされまして、今後の木城町の発展のために商工会の踏ん張りが大切かと思っているところでもあります。

それから5月20日、東九州自動車道建設促進宮崎県央北部期成会の総会が行われまして、これには九州中央自動車道の建設促進の総会も行われました。

それから21日、平成30年度木城町青少年育成町民会議総会が総合交流センターで行われました。

それから22日、みやざき県民総合スポーツ祭木城町選手団結団式が総合交流センターで行われました。

28日に第42回全国町村議会議長研修会が29日まで、東京国際フォーラムで行われました。若者の議員への参加、それから議員参加の減少によって危機状態にあるところもあるというところでありまして、それから議員報酬の問題、こういう点が大きく取り上げられたところでもあります。

それから31日、第21回木城町シルバー人材センター通常総会が行われました。

それから6月2日、みやざき県民総合スポーツ祭総合開会式がKIRISHIMA木の花ドームで行われました。

このほかに月初めの全員協議会、それから議会広報特別委員会が5回程度行われているようで

あります。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告にかえさせていただきます。

次に、議員派遣の報告を行います。会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。

別紙報告書1番、平成30年度県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会の件について、2番、神田直人君の登壇報告を求めます。2番、神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） 報告させていただきます。

去る5月28日、美郷町におきまして平成30年度県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会が行われました。出席者は、私と産業文教常任委員長、中武良雄君であります。29年度の事業報告並びに決算報告がされ、また30年度の事業計画、また収支予算が議決されたところであります。

平成30年度は、未改良区の松尾工区につきまして2億6,100万円が計上されております。これは、昨年度に比ばまして1億円余り多く予算がついたことになっております。

また、要望書を提出するという事で、県道東郷西都線の早期整備と事業費の大幅増額についてという事で要望書を提出することになっております。

「1、現在施工中の松尾工区（中之又～石河内）の早期完成に努めること。2、未改良工区における早期整備に着手すること。①尾鈴橋付近の約450メートル間、②（仮称）松尾トンネルから鹿遊橋までの約3,500メートル間、③西都市平原工区の1,040メートル間。3、早期の道路整備を図るために、十分な財源確保を行うとともに地方における道路整備の財源についてさらなる拡大を図ること」という要望書を提出しております。

以上で報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告。次に、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（一般会計）、次に、報告第2号、法人の経営状況を説明する書類について（有限会社グリーンサービス・コスモス）、以上、3件について登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、平成30年第2回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、梅雨のさなか、諸事ご多用の中に全員のご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、専決処分5件、条例3件、和解及び損害賠償の額を定めることを8件、補正予算案6件、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約一部改正1件、合わせまして23議案のご審議をお願い申し上げます。

諸議案の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

まず初めに、霧島連山の新燃岳噴火による降灰、そして250年振りの硫黄山噴火による長江川の白濁と基準を上回るヒ素の検出で、農作物への被害、米作付の断念、生活環境の悪化や観光客の落ち込み、風評被害など多大な影響が出ております。

被災されました皆様及び関係者にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興、そして何よりも平穏な生活が戻りますようお願い申し上げます。

それでは、政務報告の前に5点報告をさせていただきたいと思っております。

1点目は、平成30年度は節目の年を迎えております。新しき村のご縁で、2月11日には埼玉県毛呂山町との友情都市盟約10周年を迎えました。また、11月14日には日向新しき村開村100周年を迎えますので、11月10日土曜日に100周年記念式典を執り行うこととしております。

なお、4月1日には町制施行45周年を迎えております。

2点目は、4月から、輝け木城・磨き隊の企画により、神田地域おこし協力隊員の協力をいただいて、木城町PRプロジェクト事業を展開しております。宮日新聞及び「きゅんと」に掲載して木城町をアピールしながら、移住人口、交流人口、応援人口を増やしてまいります。

3点目は、文化財問題の件であります。このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております。

3月定例会以降の経過等であります。

故長友和吉様が預託されました文化財の件につきましては、教育委員会が主体となり、たかね法律事務所の高橋康朗弁護士を木城町の交渉代理人として、12名の相続人に対して謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図っております。

その結果、12名の相続人のうち8名の方々が和解案を受け入れられましたので、今議会に、和解及び損害賠償の額を定める議案を提案させていただきました。残りの4名は謝罪も賠償金も受け入れない方が3名、高齢で判断ができない方が1名となっております。

残りの4名の相続人には、今後も引き続き、謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってまいります。

次に、4点目は、出店在住の安井雄一郎氏が宮日新聞社主催の第28回宮日出版文化賞を受賞されました。山口県出身の洋画家、香月泰男がシベリア抑留体験をもとに描いた絵画を解説し、

紹介する美術評論、「香月泰男～凍土の断層」という作品であります。

次に、5点目であります。誇りとする話題であります。日本政策金融公庫の月刊誌AFCフォーラム、2018年4月号で、駄留地区鳥獣害対策協議会長の平木昭博氏が、「一斉ロケット花火に、花が咲くサル談議鳥獣対策から始まる元気な集落づくり」というタイトルで紹介されています。なお、駄留地区は昨年12月に宮崎日日新聞農業技術賞を受賞されています。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。3月議会定例会以降の政務について、お手元の政務報告により報告をさせていただきます。

1ページをごらんください。

初めに3月14日であります。町老人（達人）クラブ連合会のグランドゴルフ大会が開催され、激励の挨拶を行いました。120名を超える会員が参加され、元気に和気あいあいとプレーをされていました。

夕方からは九州保健福祉大学を表敬訪問し、平成29年度連携事業のお礼と平成30年度連携事業のあり方について協議をさせていただきました。九州保健福祉大学との連携事業でありますけれども、一応、連携事業3年目の最終年度となります。

次に、16日でございます。38名が木城中学校を巣立ちました。体育祭、文化祭など完全燃焼した姿や達成感の笑顔が忘れられない38名でした。他者に対する感謝の気持ちを忘れず、仲よく、きびきびとした、凛とした素晴らしい卒業証書授与式でした。

午後からは、3年振りの自衛隊入隊者壮行会を行いました。航空自衛隊3名、陸上自衛隊2名の合計5名でした。私からは、健康第一で国防という崇高な任務を担う自衛官として活躍されることを期待をしていますと激励をいたしました。

次に17日でございます。昨年度と比べて1名多い26名のめばえ保育園の卒園式でした。園児一人一人が親に対する感謝をあらわしていました。私は、一人一人大きくなったところやかっこいいところなどを紹介して、お祝いの言葉を述べさせていただきました。なお、黒木議長から、来賓を代表して祝辞をいただいたところであります。

午後からは、宮崎市で開催されました宮崎県消防大会に出席をいたしました。表彰、消防団員の意見発表、防災の寸劇、そして消防団ラッパ隊フェスティバルが催されたところであります。

本町第3部団員の齊藤豊文氏が消防庁長官から永年勤続功労章を、分団長の重永健二氏が日本消防協会会長から精績章を授与されております。

次に19日でございます。西都児湯森林管理署、児湯農林振興局、児湯広域森林組合、木城町の4者で進めておりますケーススタディー事業により「四季の森」と宮崎県事業の県民一人一人みんなで植栽推進事業による植樹祭を行いました。2.56ヘクタールの仁君谷地区の町有林にクヌギ、ヤマザクラ、シラカシ、イロハモミジなどの樹種を植えたところであります。

次に20日でございます。木城町地域防災会議を開催いたしました。動員人員配備体制と伝達系統の変更、及び浸水想定区域の変更、並びに災害時における応援協定の追加など、木城町地域防災計画の改正を報告し、了承を得たところであります。常在危機の意識を持って、平時にいろんな備えをしていくことにしています。

次に22日でございます。健康づくりメニューに参加した人にポイントを付与し、特典が受けられる木城町健康マイレージ事業で、旅行券3万円を2人に贈呈いたしました。平成28年度851人からスタートして平成29年度は962人となっています。

夕方から、日本酒プロジェクト完成披露及び試飲会を商工会館で行いました。新しき村開村100周年、毛呂山町との友情都市盟約10周年を迎えてのコラボ酒、そして水田営農の新たな取り組みの一つとしての酒米の作付が趣旨、目的であります。純米吟醸酒「城」は1,670本、スパークリング日本酒「アラバンサ」は1,370本つくり、小売店販売分とふるさと納税の返礼品に使っているところでございます。

次に23日でございます。木城小学校第119回卒業式があり、45名が卒業いたしました。厳粛の中にも温かく、優しさに包まれた卒業式で、卒業記念品として英和辞典を授与いたしました。

次に30日でございます。経験、技術や資格を持った専門職員3名のお別れ式を行い、退職者辞令交付式を行いました。保育園、幼稚園一筋に38年の稗嶋京子氏、土木行政一筋32年間の税田宏司氏、保健、福祉、介護一筋30年の中居裕子氏の3名です。長年のお勤めにねぎらいを申し上げ、木城町発展にご貢献いただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。

次に2ページをごらんください。

4月2日でございます。めばえ保育園の入園式では14名の小さな主役を迎え、121名のスタートとなりました。私のほうからは、今年も指切りげんまん、3つのお約束をさせていただきました。1つ目に「早寝、早起き、朝ごはん」2つ目に「元気に仲よく遊ぶ」3つ目に「挨拶や歌は大きな声を出す」の3つです。

次に6日でございます。春の全国交通安全運動に伴います交通安全の集いを行いました。交通安全対策は命を守る運動だと、私は思っていますので、町民一人一人の交通安全活動をお願いしたところであります。

その後、包括的連携協定を締結しています南九州大学の入学式に出席いたしました。3学部4学科265名と大学院1名の266名が、挑戦なくして成長なしの思いで大学生活を送ることになります。

次に9日でございます。48名の新生を迎え、第72回木城中学校入学式に望み祝辞を申し上げます。新生の誓いの言葉では、鎌田君が、大好きな数学の勉強に励むと同時に、自分か

ら進んで行動していく中学生を送りますと、力強く、頼もしく誓ってくれたところでもあります。

次に10日でございます。木城町認定農業者協議会の総会に出席をいたしました。現在、59農家がこの協議会に加入されて活動されていらっしゃる。それぞれがもう一度、経営を見つめ直すとともに「ひなたGAP」の取り組み「越境EC」というインターネット通販サイトを研究していることの活動報告がなされ、今後もその方向で取り組んでいくことが確認されました。

私からは、心身の健康と、もうかることが健康である旨の持論を申し上げ、それぞれの農業経営の向上と木城町の農業振興にご尽力いただきたいと挨拶をさせていただきました。

次に11日でございます。木城町身体障害者福祉協議会の総会が福祉センターで開催され、議長とともに参加をいたしました。田畑の坂東保子氏が引き続き会長に選任されています。議場におけるバリアフリー化とエレベーター設置は障害者にとっては大変ありがたいと、昨年に引き続き感謝の言葉をいただいたところでもあります。

次に、新年度がスタートするに当たり、11日、12日、16日、17日の4日間、各課の係長以上を対象にして、30年度事務事業の町長ヒアリングを行いました。一人一人が情熱を持って、日々新、事務事業に当たっていただくように、そして、事務事業の遺漏がないように、情報共有と相互理解を図ったところです。

次に12日でございます。木城小学校第120回入学式がありました。昨年は12年振りに300人を超えましたが、今年はぴかぴかの54名の新生を迎え、さらに311人となりました。私からは「早寝、早起き、朝ごはん、3つ揃えば無敵のパワー」の言葉を贈ったところでもあります。

次に3ページをごらんください。

18日でございます。石井記念友愛社の静養館と方舟館が国の有形登録文化財に指定されたので、有形登録文化財プレートの伝達と贈呈式を行いました。石井十次の思いや信念を伝承していく貴重な文化建造物であり、西都児湯地区でも木城町においても第1号の有形登録文化財です。

石井十次のシンボルとして、石井記念友愛社の存在を高めるものとして、木城の宝や資源として、後世に引き継いでいながら生かしていただきたいとお願いをいたしました。

次に20日でございます。今年から櫛野の岸法彦氏が部会に加入されたので、児湯農協の施設果樹部会総会に初めて参加をさせていただきました。18名の会員で、ライチの部、マンゴーの部、かんきつの部があり、互いに切磋琢磨、情報交換をしながら、うまくてよい作物を高く売ろうという気構えが満ちていた部会でありました。

次に24日でございます。黒木議長にご臨席を賜り、平成30年度行政事務連絡委員会を開催

いたしました。49名に行政事務連絡員の委嘱状交付を行い、今後1年間、役場と地区住民とのパイプ役として、ご協力くださるようお願いを申し上げます。

午後からは、木城町ふるさと納税関係者会議に臨み、27の返礼品取扱事業者に対し、ふるさと納税制度の趣旨に賛同いただいた上で、木城町におけるふるさと納税にご協力、ご尽力いただいていることへの感謝を申し上げます。

また、4月1日付で総務大臣から、ふるさと納税に係る返礼品の送付等についての通知、いわゆる技術的助言が再度ありましたので、返礼品割合の3割以下など節度ある対応をお願いをしたところであります。

次に25日であります。例年より2カ月早く木城町観光協会の総会が開催され、黒木議長とともに出席をし、挨拶をさせていただきました。私からは、挑戦なくして成長なし、挑戦なくして活性化なし、挑戦なくして成果なしと激励と期待を申し上げます。牛田会長が引き続き会長に就任され、今後は観光協会の法人化を目指していきたい旨の挨拶をされています。観光資源や地域資源に磨きをかけてアピールしていただいております、よい方向で足跡を残していただいているものと思っております。

次に26日でございます。木城町老人（達人）クラブ連合会の総会が開催されましたので、黒木議長とともにお祝いの挨拶をいたしました。県老人クラブ連合会の山田会長が挨拶の中で「高齢者は増えているのに会員数はじり貧です。会員増強に頑張りましょう」と激励を申されたところであります。他人と交わること、仲間がいることが脳の活性化になり、ボケ防止もつながると言われています。私も、会員増強が当面の大きな課題だと思っております。役員改選があり、新会長に中椎木愛宕会長の今井大司氏が就任されました。

次に5月2日でございます。木城町自衛防疫推進協議会総会を開催いたしました。協議会委員は、指定獣医師、農協、共済組合、生産者、木城町の代表者17名で構成され、自衛防疫を通して畜産の振興に寄与するものです。会議の前に、長年にわたり自衛防疫や狂犬病対策にご尽力いただきました、故中島興一氏に感謝とねぎらいの誠を捧げ、ご冥福をお祈り申し上げます。

今年1月に高病原性鳥インフルエンザを木城町から発生させていますので、改めて防疫の徹底に努めることを再確認したところです。

次に7日でございます。日本酒プロジェクトで、河野知事に日本酒「城」と「アラバンサ」を贈呈いたしました。知事からは、新しき村開村100周年にちなんだ日本酒プロジェクトに賞賛をいただきました。引き続き、今年度、第1回目の宮崎県・市町村連携推進会議が開催され、県の重点施策や市町村との連携次項について意見交換等を行ったところであります。

次に8日でございます。農業者年金受給者協議会の総会が開催され、出席をいたしました。会員数は79名です。故泥谷久光会長の後任として鎌田勝敏農業委員会会長が受給者協議会の会長

に就任されています。

次に4ページをごらんください。

10日でございます。地域おこし協力隊員として活動していただいております神田憲裕氏の活動報告会がありました。主に観光振興というフィールドで活動していただいております。観光協会に籍を置いて、ホームページやSNSの開設もしていただき、さらには木城町PRプロジェクトにもご加勢をいただいております、精力的に木城町の発信とアピールをしていただいております。

次に13日でございます。あいにくの雷雨の中での第17回宮崎県障がい者福祉スポーツ大会となりました。悪天候のため、本町からは1種目1名が競技に臨みました。吉岡雄輝氏が陸上1,500メートルで4分48秒08の記録で金メダルを獲得されています。障害を感じさせない躍動の姿に感動いたしました。

次に14日でございます。有限会社グリーンサービス・コスモス第15期株主総会に出席いたしました。平成29年度決算では、本業である受委託の営業利益はマイナス293万1,403円でしたが、町からの補助金627万4,612円があったため、当期純利益は378万6,422円となりました。町からの公的資金がなければやっていけないという厳しい経営状況であります。さらなる経営努力をしていただきながら、町民にとってなくてはならないグリーンサービス・コスモスとなるように、また幅広い町民理解のもとで專業継続を図ってまいります。

詳細につきましては、このあとの報告第2号でご報告させていただきます。

同じ日に、今年度第1回の国民健康保険運営協議会を開催いたしました。平成29年度国保会計決算見込みと医療費の状況について報告させていただきました。本年度から財政運営が市町村から宮崎県にかかります。なお、平成30年度の国保税の税率につきましては、宮崎県が示しました標準税率を用いることにいたしました。

次に、15日から17日まで上京いたしました。16日は、午前10時から教育ITソリューションEXPO首長サミットに参加しました。義務教育学校、または小中一貫教育にあわせ、ICT環境整備の導入、検討を考えていきたいと思っております。午後1時から、全国道路利用者協議会第70回定時総会に出席いたしました。

翌17日は、第39回道全協通常総会、命と暮らしを守る道づくり全国大会、そして県選出国會議員の要望活動に参加いたしました。要望活動につきましては、1つ目に、地方創生及び国土強靱化を実現し、ストック効果を早期に完成させるために道路整備関係予算の所要額を確保すること。2つ目に、道路財特法の補助率かさ上げ措置につきましては、平成30年度以降も継続することを特に要望したところであります。

次に18日でございます。木城町商工会の総会が開催され、来賓挨拶をいたしました。会員数

152、桑原常雄会長が勇退され、新会長に長友道泰が就任されています。

次に19日でございます。平成28年5月に南九州大学と包括的連携協定を締結をしております。その連携事業成果発表会が「いしかわうち」で開催されました。アスリート食メニューのパターン化、モニター合宿研究効果、ミルクiewicz味噌などの特産品の開発、オリーブ育成に関するアドバイスをいただきました。今年度も引き続き、これまでの成果をもとにより一層、お互いに研究を深めてまいります。

次に22日は熊本市で九州治水期成同盟連合会の第61回定期総会が開催され、小丸川治水期成同盟会会長の立場で出席をいたしました。国の直轄河川であります小丸川の治水事業等につきましては、年次計画による河道整備、そして北山地区の堤防の築堤が今後計画をされているところであります。

防災、減災対策と治水関連事業の推進及び関係予算の確保を今後も強く要望してまいります。

翌23日には上京し、ダム・発電施設所在市町村協議会定例総会に出席をいたしました。

次に5ページをごらんください。

25日でございます。高鍋土木事務所との現地調査及び意見交換会を行いました。町内を走る5本の県道について踏査を行い、道路整備に対するお礼とお願いをいたしました。高鍋土木事務所管轄予算の4割が木城町で使われております。

次に28日であります。先ほど、報告がありましたが、美郷町で県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会があり、議会からは神田副議長、中武産業文教常任委員長に出席をいただきました。日向市、美郷町、木城町、西都市の2市2町で、松尾工区の早期完成と未改良区間の早期整備及び事業費の大幅増額を要望していくことを確認をいたしました。

なお、高鍋土木事務所管轄区域では、今年度は松尾工区の事業費が昨年度より1億500万円多い2億6,100万円の事業費が予算化されています。

次に30日でございます。第3回小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会が高鍋町役場で開催されました。水防災意識社会は、平成28年8月の北海道豪雨及び関東、東北豪雨を踏まえ、国の直轄河川とその沿線市町村において協議会を設置し、減災のための目標を共有し、堤防の整備などのハード対策と避難訓練などのソフト対策を一体的、計画的に推進していくというものです。

今回は、宮崎河川国道事務所管内の小丸川、大淀川上流、大淀川下流の国交省、気象台、宮崎県、2市5町1村が合同で協議会が開催をしたところであります。

私からは、迅速かつ確実な防災情報や避難情報の伝達や手段について、無線告知システムのコスモス通信を使って、防災情報や避難情報、気象情報を伝達していることを紹介させていただきました。

次に、6月1日でございます。午前10時から木城町福祉スポーツ大会が体育館で開催されました。町内の高齢者や障害者、施設入居者が趣向を凝らした協議に心地よい汗を流され、親睦と友好が深められた福祉スポーツ大会でした。

午後からは昨日の宮日新聞でも掲載されておりましたが、きじょう住民提案型まちづくり事業採択通知書交付式を行いました。河川、排水路等に有用微生物群を活用してホテルをよみがえらせる事業を提案された木城ホテルよみがえらそう会の代表、桑原勝広氏、木城町ご近所マップづくり事業を提案された木城ボランティアにぎやかし隊の代表、堀口昌子氏に事業採択通知を交付いたしました。協働のまちづくり、民間活力による地域資源の掘り起こしに期待をしたいと思います。

次に、2日は、みやざき県民総合スポーツ祭総合開会式があり、河野知事が挨拶の中で、故泥谷久光氏の偉業を紹介されながら、県民アスリートの活躍とスポーツに親しむことの意義をお話されました。なお、木城町からは17種目に43名が参加しております。

翌3日には、木城町山塚運動広場でアーチェリー競技が開催されましたので、参加選手に歓迎挨拶と激励のエールを贈りました。

次に6日でございます。4月から公益社団法人宮崎県農業振興公社の理事に選任されたので、第1回理事会に出席いたしました。理事は17名、理事長はもと企業局副局長の梅原祐二氏です。6月28日開催の定時社員総会の提出議案を審議をいたしました。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

引き続き、報告をさせていただきます。

初めに、報告第1号。報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成29年度木城町一般会計予算に係る繰越明許費は、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号。報告第2号は、法人の経営状況を説明する書類についてであります。

地方自治法の規定により、町の出資法人であります有限会社グリーンサービス・コスモスの第15期経営状況を報告します。有限会社グリーンサービス・コスモスは、平成24年度から営農部門を廃止し、本来の目的でありました遊休農地の発生防止と解消を目的に、農作業受託だけに切りかえ、経営改善に取り組んでいるところであり、受託件数は増加し、受託面積についてはやや横ばいではありますが、売上高については少しずつではありますが増加傾向にあります。

それでは、経営内容についてご説明いたします。

あらかじめ配付をさせていただいております、お手元の株主総会の資料4ページをごらんください。

初めに、損益計算書での決算状況を報告いたします。

損益計算であります。売上高は1,229万4,256円で、それに対します売上原価は581万5,364円となっており、差し引きの売上総利益は647万8,892円であります。その額から販売費及び一般管理費の941万295円を差し引いたあとの293万1,403円が営業損失となります。

一方、営業外収益は、受取家賃や雑収入等で62万5,713円、営業外費用は0円で230万5,690円が経常損失となっております。

町からの運営補助金627万4,612円は、特別利益として計上しております。また、特別損失の計上はなく、税引前当期純利益は396万8,922円となっております。

その額から法人税・住民税及び事業税の18万2,500円を差し引きました第15期の当期純利益は378万6,422円となっております。

3ページに戻っていただきまして、資産の状況でございますが、資本金9,917万円のうち、第15期の決算時点で繰越利益剰余金は、マイナスの6,913万6,115円となっており、差し引きますと、純資産といたしましては、3,003万3,885円となっております。

平成24年度以降、営農部門を完全に廃止したことで、受託件数は平成28年度と比べてわずかに減りましたが、受託面積売上高は年々増加しており、また、経営状況につきましても、少しずつではありますが、改善してきていると判断をしております。しかし、依然として厳しい状況にあることには変わりはありません。

15ページをお開きください。

次に、参考資料によります年度別決算状況及び各部門の収入状況をご報告させていただきます。

年度別決算状況及び年度別決算推移の折れ線グラフを見ていただきますと、売上高は対前年比83万3,000円増の1,229万4,000円となっております。また、売上原価は、対前年比94万5,000円減の581万5,000円、一般管理費は、正職員雇用者増のため、対前年比194万9,000円増の941万円となっております。経常利益は、平成28年度がマイナス200万8,000円に対し、平成29年度はマイナス230万5,000円で、29万7,000円の減となっております。

主な理由は、農作業の受託件数は減っているものの、受託面積の総体が増えており、耕起、植代、田植え、堆肥、肥料散布の増加による収益の増加はありますが、募集していました社員1名の確保が29年中にできたことにより、人件費などが増加したものによります。

16ページをお開きください。

次に、受託作業の実績ですが、前年度と比較しますと受託件数では、29件減の660件、受託面積で10.02ヘクタール増の179.76ヘクタールとなっており、対前年比は件数で約

4.2%の減、面積では、約5.9%の増であります。これを23年度と比較しますと、営農部門を完全に廃止し、受託作業に特化したことで、件数294件、80%、面積で80.50ヘクタール、約81%の増加となっております。

8ページと9ページをごらんください。

平成30年度の事業計画でございますが、前年度と比較しますと、農作業受託は金額ベースで昨年度決算より10万円増の1,239万4,000円、面積は昨年度実績より2.24ヘクタール増の182ヘクタールの計画となっております。

本来であれば受託収入で当該経費を賄うのが理想であります。経費が割高となる山間部の形状の悪い土地や兼業農家などの小規模面積の農地などの作業受託を積極的に行っていることから、今後も厳しい経営状況が続くものと考えております。

したがって、町といたしましては、今後も運営補助による財政支援を考えております。

また、この分野におきましては、他の農作業受託組織に積極的な受託を行わせることは難しく、民間事業者の競争性は低いことや、農業者の高齢化、兼業農家の負担軽減、耕作放棄地の解消などにつながることから、有限会社グリーンサービス・コスモスは、高い公益性のある組織として、木城町になくてはならないものだと確信をいたしております。

町といたしましては、有限会社グリーンサービス・コスモスには、引き続きコスト意識を高め、作業の効率化などに取り組んでいただき、利用者に信頼され、また、地域に役立つ会社となるよう努力を求めてまいります。

今後も議員の皆様のご理解を賜り、ご指導・ご助言をお願い申し上げます。

以上で、報告第2号を終わらせていただきます。

○議長（黒木 泰三） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

報告第2号については、慣例により質疑を行います。

報告第2号、法人の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

報告第2号に対する質疑はありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 今、町長の説明で詳しく聞きましたのでわかりましたけれども、実際にこの資料を見て、一番先に気がついたのが、第1号議案の受託作業実績の前に収支報告書が今年から付いていないんですね。損益計算書を自分なりに計算をすれば出てくるんですけども、去年までの総会資料をお持ちですか。ずっと23年から私持っているけれども、毎年付いているものが今年から付いていないんですよ。これはもう意図的にそういう様式がかわって、その一覧表については排除するのか、もしくは配付漏れなのか、今後にも影響してきますので、総会資料といえば事業実績があつて、収支報告があつて、その附属明細として貸借対照表があり、損益計算書があり、附属明細書があるのですよね。その肝心のまとめたやつがついていない。こ

れは不親切というか、お前勝手に計算しろということなのか。見てください、去年までの。これが1点ですね。

それから、もう1つは、次のページ、3ページです。去年もこの立替金について、私は不公平だというふうにここで申し上げて、これについては改善しますという回答だったんですよ。昨年2万8,000円程度の肥料代の立替金が発生していて、もうなくなったと思ったら今年もまた1万8,000円、金額はわずかですけれども、立替金が発生している。

これはちょっと詳しく聞きます。1番目、立替金のこの人は去年の立て替え者と同じ人なのか。立替金として処理する理由は何ですか。立替金回収のときに利息を回収されておりますか。「公正妥当な監査基準により監査し」とあるが、この監査役からのこの立替金に対する監査指摘はありませんか。

もし立て替えをするのであれば、全利用者、全町民に声をかけるべきです。GSCは2月3月の肥料代、農薬代を出来秋まで立て替えします。需要はもっと伸びますよ。しかし、これは毎年600万円以上の公的資金を投入しておれば、やはり公平性が一番だと思います。この特定の人だけ立て替えをするということは、絶対まかりならない。それか、もしくは全員にそれを認めるか。

それから、4ページ、これは小さなことですが、補助金が当初の予算よりも16万2,000円程度減少しております。人件費の補助金が。これは何だったのか。

それから、私の記憶がちょっと失せているのかもわかりませんが、多分29年度からの空中防除でドローンによる試験を始めるということで新規事業で取り組まれたと思うんですよ。予算が千五、六百万円か千八百万円かな。要するにその管理運営は全てGSCでやるということだったので、この事業に対する収益はないのか。ちょっと数が多くなったけどもお願いします。

○議長（黒木 泰三） 副町長。

○副町長（横田 学君） ただいま堀田議員さんからたくさんの質問をいただいたところであります。まず、今期、第15期の株主総会における事業報告及び収支決算についての資料についてでお尋ねがありました。私としては、事業報告については受託作業を集中的にやっておりますので、それがいわゆる事業報告になるという判断でございます。

それから、収支決算報告書が付いていないということでございましたけれども、収支決算報告書はこれまでは載せておりましたが、いわゆる損益計算書をひとつ見やすくしたただけのものでありまして、内容的には損益計算書とかわるものではありませんので、資料のシンプル化を図ったところであります。

それから、立替金についてもお尋ねがございました。昨年、確かに堀田議員さんのほうから立替金についてのご意見をいただいております。私としては、そのときに大変貴重なご意見をい

ただいたりということで、今後とも慎重にやっていきたいということで答弁をさせていただいたところであります。

今回、この立替金については同じ人かという質問がありましたけれども、もう既に回収が済んでおりますので、私としてはだれに立替金をしたかということでは、ちょっと情報を収集しておりませんでした。もう既に入金が……（発言する者あり）

個人名は確認をしておりません。ただ入金済ませておりますので、問題はないかと思っております。ただ、言われるように、これがたくさんな経費に、立替金が発生するということであれば、今後会社に影響を及ぼしますので、私としては、今回のことは、話を聞いてみますと、高齢者の方から依頼があったと、車がなかったのでG S Cのほうで肥料を買って、そのまま田植えのときに一緒に散布をさせていただいたと。

こういったことも、高齢者に対しては、会社としての利用者サービス、お客様サービスの向上につながるということで、これまでの取引状況、それ等も判断してケースバイケースで対応するよというふうに、会社のほうには指示をしたところあります。

それから、監査指摘については、立替金については指摘は受けておりません。それから、1点ちょっと質問を書き漏らしておりますので、またお尋ねをさせていただきたいと思いますが、ドローンの防除につきましては、これは産業振興課のほうで会社のほうと協議をしながら進めた事業でありますので、担当課長のほうから答弁をさせていただけたらと思いますので、よろしくお願い致します。

1点漏れておると思います。すみません、町の補助金が減少していることではないかということとございましたので、確かに人件費について支援をしていただいておりますが、昨年9月から町内の人を臨時職員として採用しておりましたので、その分を事業費精算をしまして、必要なかったものについては精算をさせていただいて町に返還をさせていただいたということで、16万2,388円ほどお返しをしたところあります。

以上であります。

○議長（黒木 泰三） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） ドローンの件について説明をさせていただきます。

産業振興課のほうでも予算を組みまして、ドローンについて試験を行うということで進めてまいりました。それで、一応、ドローンの会社が無償でまず実験を行うということで、それに立ち合いまして、比木地区や田畑地区においてドローンの試験を行ったところあります。ただし、そのドローンの試験の結果、余りにも充電の回数が多くて、そして充電の時間ですか、それが非常に多くて、非常に非効率的であるという部分と、あともう1つは、そのドローンの更新、それから来年度までするというメンテナンスの料金が年間で200万円ぐらい発生するというような

話を聞きまして、そのドローンにつきましては、実証実験を行った結果、木城町ではまだ導入をするのは早急であるというふうに判断をいたしまして、グリーンサービス・コスモスのほうにはそのまま移管をしていないという形になります。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 回収されました立替金については、回収すると同時に利息をとられますかという質問をしたのですけれども、それで、副町長、そのサービスにつながるからこれを認めるというような、私は受けとり方をしたのですが、サービスにつながるのであれば、皆さんの声かけをせないかん。私とその立替金が特定の人だけに発生するというのが問題だと言っているのですよ。立替金を認めるのであれば。

なぜかという、肥料等、農協なり業者で買うと1カ月間はいいいけれども、1カ月以上経ったら未収利息を皆さん払っているんですよ。4月から出来秋までとなったら、そこで払うなら相当な未収金利息を払っている。じゃあG S Cは立て替えをしてくれれば、これは町民にとってこんないいことはない。やるのであれば全体に声かけをしてやられたらどうですかということです。

それから、ドローンについては、実施ドローンは飛ばしたけれども、空中防除までは至らなかったということでもいいですか。

○議長（黒木 泰三） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） ですから、田畑と比木地区において実際にドローンの上にペットボトルに入った消毒剤を乗せて行ったのですけれども、それについては、先ほど言いましたように、非常に充電に時間が伴うという部分と更新料が高いということで。実験は実際に行いました。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 最初の計算書ですよ、損益計算書を見ればわかるんでしょうけれども、しかし、せめてこの議会での報告書の中に、従来どおりまとめたものを入れていただくと、私たちのほうとしても中身を見るのに非常に好都合だと。自分で計算をしてするよりもそれが今までどおりというのが、私たちにとってはありがたいと思うのですが、従来どおり添付してもらうわけにはいけないでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今ご指摘の株主総会資料で社長である副町長の説明、報告し、質疑については説明をしたとおりでありますけれども、おっしゃるように、株主総会の資料については、いわゆるみんながそれでわかることが一番でありますので、そういったわかりやすい資料の添付に心がけていただきたいと思いますので、次年度はそういうふうにさせていただきます。

○議長（黒木 泰三） ほかにありませんか。1番、眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） グリーンサービス・コスモスの決算報告を見るのも、もう4年目になったわけですが、初めて1年目の私も議員になったときに、この議場でこの収支決算書を見たときに、初めて見ましたと、赤字経営の収支計算書が出てくるというので驚いたところであります。

町長の、先ほどの説明でも、受託作業とかそういった利益は年間70万円ぐらい利益は上げていますけど、この特別利益ですね、やっぱり補助金。この600万円がない限りはもう完全なる赤字が続くと。

このグリーンサービス・コスモスの役割ですよ。受託作業とか。それはもう必ず木城町町民のためにもなっていますし、必ずなくてもならない存在というのは私も感じています。

しかし、この有限会社としての機能というのはもう果たせない時期ではないのかなと、私は思います。毎年毎年経営改善と言われますけれども、やはりこれも収支決算書から出てくるように、毎年この状況が何十年と続くと思います。もうここらあたりで、この有限会社という、グリーンサービス・コスモスというのは、もう会社としてではなくて、別の経営方針、別のスタイルでやっていったほうがいいのではないかなという、私の思いがあるのですが、そういうところはいかが考えていますか。

○議長（黒木 泰三） 副町長。

○副町長（横田 学君） 有限会社グリーンサービス・コスモスは町が出資して、町だけではありませんけれども、出資をいただいて設立をした、いわゆる第三セクターであります。

他の地域でもありますが、この地域振興、それから地域の課題を解消するという目的で設置をしておりますが、こうした公益性、それから収益性の低い事業をやっているものについては、なかなか、いわゆる有限会社、商業法人としての利益を追求するということには、なかなか事業計画としては立てにくいという思いが、私としてはしているところであります。

したがいまして、今後も町がこの地域にある課題を解決して、それをしっかりと政策としてやっていく上では、やはり第三セクターという形が、存続が必要ではないかと考えておりますが、言われるように、収支改善については大きな伸びを期待することはしっかりできないというふうに、私も理解をしています。経費の削減がどこまでできるのかということも、ここ1、2年切り詰めてやってきたところであります。しかし、町民からお預かりした出資金ですね、一部消費しながら会社を維持しておりますので、この累積赤字の分を1円でも解消していきたいという思いを社員一同に持ちながらしておりますので、会社としてはこれまでどおり公的支援をいただきながら、農業分野における住民サービスの役目を果たしていくのがいいのではないかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（黒木 泰三） 1 番、眞鍋博君。

○議員（1 番 眞鍋 博君） あくまでもこれ私の意見、案なのですが、税金が600万円ぐらい、投じてやられていますので、やっぱり町民の方々に納得いかれるやっぱり会社経営をしていかないといけないなと思っています。その中で、やっぱりグリーンサービス・コスモスというのを県の試験場みたいな形にして、農業分野で、私はこれ考えて、あくまでも産業振興課の中にポストを置きながら、いろんな農業の試験とかそういったのをしていくような形にしていけばいいのではないかなと思うのですよね。受託作業も受けながら、あと新規で作付するものとか、作付経験がない農作物とか、そういったものをグリーンサービス・コスモスが率先してつくと。産業振興課さんが大豆をつくったように、すぐ、農家さんにすぐこれがいいからこれをつくってくれとか、これがもうかるからこれをつくってくれじゃなくて。やっぱり今でもオリーブとかそういう問題になっていますよね。

だから、そういったオリーブの形をとると、オリーブをまずグリーンサービス・コスモスがつくってみると。だめな場合は町民の人には勧められないと。今回、グリーンサービス・コスモスでつくったけれども、気候的にあわなかったよと。そういう試験場的な役割になると、この税金の使い道も町民の方も納得されるのではないかなと。組織の中でもやっぱりもう会社としてではなくて、役場としての組織になっていきますので、こういう損益計算書とかこういったのでもめなくて済むのかなという思いがありますので、一応参考までの意見として今後の経営方針につなげていってもらえればと思います。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 副町長。

○副町長（横田 学君） 大変建設的なご意見をいただきまして、何かこう勇気をつけていただいたなという思いがしたところであります。

過去にもそういった部分で、グリーンサービス・コスモスが新たな地域貢献ができないかという議論はしたところであります。こうした場でこういったご提案をいただきましたので、また町部局ともしっかりこのプランを研究し直して、地域に求められる有限会社グリーンサービス・コスモスなのか、また法人組織をかえた支援策はできるのか、しっかりと考えていきたいと思えます。本当にありがとうございます。

○議長（黒木 泰三） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） それでは、これで諸報告を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時08分休憩

午前10時17分再開

○議長（黒木 泰三） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 議案第27号

日程第5. 議案第28号

日程第6. 議案第29号

日程第7. 議案第30号

日程第8. 議案第31号

日程第9. 議案第32号

日程第10. 議案第33号

日程第11. 議案第34号

日程第12. 議案第35号

日程第13. 議案第36号

日程第14. 議案第37号

日程第15. 議案第38号

日程第16. 議案第39号

日程第17. 議案第40号

日程第18. 議案第41号

日程第19. 議案第42号

日程第20. 議案第43号

日程第21. 議案第44号

日程第22. 議案第45号

日程第23. 議案第46号

日程第24. 議案第47号

日程第25. 議案第48号

日程第26. 議案第49号

○議長（黒木 泰三） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第27号から日程第26、議案第49号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して議案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第27号から議案第49号に至る23議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第27号。

議案第27号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を召集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

なお、主な改正点であります。1つに、法律改正に伴う規定、定義等の整備及び改正、2つ目に、個人の住民税の非課税範囲の変更、3つ目に、所得控除等の変更、4つ目に、加熱式たばこの取り扱い規定等の整備、5つ目に、たばこ税の税率を段階的に引き上げる改正等であります。

次に、議案第28号。

議案第28号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を召集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

主な改正点は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ。減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更。マイナンバー情報連携による改正等であります。

次に、議案第29号。

議案第29号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成29年度木城町一般会計補正予算第9号であります。

議会を召集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算第9号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,246万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ44億9,819万1,000円にするものであります。

歳入の主なものは、財産収入増額1,446万7,000円、町税増額852万7,000円、地方消費税交付金増額817万6,000円、県支出金減額991万5,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額9,166万3,000円、予備費増額4,701万9,000円、

民生費減額4,237万7,000円、農林水産業費減額1,184万9,000円等であります。

次に、議案第30号。

議案第30号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算第6号は、予算の総額から歳入歳出それぞれ839万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ9億1,472万1,000円にするものであります。

歳入の主なものは、県支出金増額3,173万4,000円、国民健康保険税増額435万9,000円、共同事業交付金減額4,148万6,000円等であります。

歳出の主なものは、予備費増額2,423万3,000円、保険給付費減額3,214万円、保険事業費減額50万円等であります。

次に、議案第31号。

議案第31号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算第6号であります。

議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算第6号は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ67万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億2,796万1,000円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は、国庫支出金増額67万9,000円であります。

歳出は、保険給付費増額67万9,000円であります。

次に、議案第32号。

議案第32号は、木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づき、介護保険法が改正され、平成30年4月1日から居宅介護支援事業の指定権限が県から市町村へ移譲されました。

それに伴い、新たに居宅介護支援事業の基本方針、事業の人員、運営に関する基準を定めると

ともに、本町としても地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、高齢者等の自立支援につながる重要な役割を担う介護支援専門員への支援の充実を図るため、新たな基準を定めるものであります。

次に、議案第33号。

議案第33号は、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国民健康保険制度改革の施行に伴い、財政責任主体となる宮崎県が、市町村ごとの標準保険料率等を算定されたため、それに基づいて、木城町国民健康保険税額等を一部改正するものであります。

主な改正点は、被保険者所得割率100分の6.40を100分の6.64に。被保険者資産割率100分の35.50を100分の37.18に。被保険者均等割額2万3,300円を2万2,447円に。被保険者平等割額1万9,000円を1万7,588円にそれぞれ改正するものであります。

次に、議案第34号。

議案第34号は、木城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成26年に公布、適用されました次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、本条例のひとり親家庭の定義にありますが配偶者のない女子の根拠法令を母子及び父子並びに寡婦福祉法に名称変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号。

議案第35号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

木城町が、木城町総合交流センターを建設するに当たり、平成21年度に木城町中央公民館を解体した際、同公民館内に所蔵されておりました故長友和吉氏から預託された生活資料類を廃棄したことについて、相続人の瀬田由美子氏との和解及び損害賠償の額を定めることについては、不適切な取り扱いを深く陳謝した上で、損害賠償の額は3万円で和解するものであります。

次に、議案第36号。

議案第36号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

木城町が、木城町総合交流センターを建設するに当たり、平成21年度に木城町中央公民館を解体した際、同公民館内に所蔵されておりました故長友和吉氏から預託された生活資料類を廃棄したことについて、相続人の友岡聖美氏との和解及び損害賠償の額を定めることについては、不適切な取り扱いを深く陳謝した上で、損害賠償の額は1万円で和解するものであります。

次に、議案第37号。

議案第37号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

木城町が、木城町総合交流センターを建設するに当たり、平成21年度に木城町中央公民館を解体した際、同公民館内に所蔵されておりました故長友和吉氏から預託された生活資料類を廃棄したことについて、相続人の執行眞喜子氏との和解及び損害賠償の額を定めることについては、不適切な取り扱いを深く陳謝した上で、損害賠償の額は6万円で和解するものであります。

次に、議案第38号。

議案第38号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

木城町が、木城町総合交流センターを建設するに当たり、平成21年度に木城町中央公民館を解体した際、同公民館内に所蔵されておりました故長友和吉氏から預託された生活資料類を廃棄したことについて、相続人の谷山博範氏との和解及び損害賠償の額を定めることについては、不適切な取り扱いを深く陳謝した上で、損害賠償の額は1万円で和解するものであります。

次に、議案第39号。

議案第39号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

木城町が、木城町総合交流センターを建設するに当たり、平成21年度に木城町中央公民館を解体した際、同公民館内に所蔵されておりました故長友和吉氏から預託された生活資料類を廃棄したことについて、相続人の谷山智博氏との和解及び損害賠償の額を定めることについては、不適切な取り扱いを深く陳謝した上で、損害賠償の額は1万円で和解するものであります。

次に、議案第40号。

議案第40号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

木城町が、木城町総合交流センターを建設するに当たり、平成21年度に木城町中央公民館を解体した際、同公民館内に所蔵されておりました故長友和吉氏から預託された生活資料類を廃棄したことについて、相続人の谷山静子氏との和解及び損害賠償の額を定めることについては、不適切な取り扱いを深く陳謝した上で、損害賠償の額は3万円で和解するものであります。

次に、議案第41号。

議案第41号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

木城町が、木城町総合交流センターを建設するに当たり、平成21年度に木城町中央公民館を解体した際、同公民館内に所蔵されておりました故長友和吉氏から預託された生活資料類を廃棄したことについて、相続人の長友正男氏との和解及び損害賠償の額を定めることについては、不適切な取り扱いを深く陳謝した上で、損害賠償の額は6万円で和解するものであります。

次に、議案第42号。

議案第42号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

木城町が、木城町総合交流センターを建設するに当たり、平成21年度に木城町中央公民館を

解体した際、同公民館内に所蔵されていましたが故長友和吉氏から預託された生活資料類を廃棄したことについて、相続人の田村良一氏との和解及び損害賠償の額を定めることについては、不適切な取り扱いを深く陳謝した上で、損害賠償の額は0円で和解するものであります。

次に、議案第43号。

議案第43号は、平成30年度木城町一般会計補正予算（第1号）であります。

補正予算第1号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、予算の総額をそれぞれ41億4,800万円にするものであります。

歳入の主なものは、寄附金増額1億7,509万9,000円、繰入金増額1,040万7,000円、県支出金増額804万8,000円、諸収入増額418万7,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額1億2,802万6,000円、商工費増額3,487万8,000円、土木費増額1,446万3,000円、農林水産業費増額962万6,000円、教育費増額802万1,000円、予備費減額28万3,000円等であります。

次に、議案第44号。

議案第44号は、平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算第1号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ122万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億6,122万3,000円にするものであります。

歳入は、繰入金増額122万3,000円であります。

歳出は、総務費増額122万3,000円であります。

次に、議案第45号。

議案第45号は、平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算第1号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,750万円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億7,250万円にするものであります。

歳入は、繰入金増額1,750万円であります。

歳出は、簡易水道費増額1,722万9,000円、予備費増額27万1,000円であります。

次に、議案第46号。

議案第46号は、平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算第1号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億8,500万円にするものであります。

歳入は、繰入金増額100万円であります。

歳出は、公共下水道費増額67万3,000円、予備費増額32万7,000円であります。

次に、議案第47号。

議案第47号は、平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算第1号は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ113万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億213万4,000円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は、繰入金増額113万4,000円であります。

歳出は、総務費増額113万4,000円であります。

次に、議案第48号。

議案第48号は、平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算第1号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7,407万7,000円にするものであります。

歳入は、繰入金増額7万7,000円であります。

歳出は、総務費増額7万7,000円であります。

最後に、議案第49号。

議案第49号は、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の改正についてであります。

西都市、高鍋町、新富町、木城町の一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団の給水管理地区に、宮崎キヤノン株式会社が進出するに当たり、配水有効量を超え、広範囲に水圧、水量に不足を生じるため、高鍋町雲雀山地区の一部を高鍋町水道事業に変更を行うものです。

このため、別表給水地区名の欄中、「雲雀山」を「雲雀山の一部」に改める規約の改正について、議会の議決を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、承認、可決をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（黒木 泰三） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第27. 委員会付託の省略

○議長（黒木 泰三） 日程第27、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第27号から議案第31号、及び議案第35号から議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第31号、及び議案第35号から議案第42号の議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 28. 議案に対する質疑

○議長（黒木 泰三） 日程第 28、議案に対する質疑を行います。

これより提案されました議案第 27 号から議案第 49 号に至る議案の 1 議案ごとの質疑を行います。

まず、委員会の付託を省略することに決定いたしました議案第 27 号から議案第 31 号に至る議案については、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、議案第 35 号から議案第 42 号については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。なお、採決は起立によることといたします。

次に、議案第 32 号から議案第 34 号、及び議案第 43 号から議案第 49 号に至る議案については、総括質疑といたします。

まず、議案第 27 号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第 27 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。これより第 27 号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第 28 号専決処分の承認を求めるについて（木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第 28 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。これより議案第 28 号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第29号専決処分の承認を求めるについて（平成29年度木城町一般会計補正予算第9号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第29号に対する質疑はありますか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 25ページですけど、その他不動産売払収入1,302万2,000円について説明をお願いします。

○議長（黒木 泰三） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 3月に入りまして国有林の伐採の契約が行われまして、その部分につきましては町が7、国が3という分収契約を結んでおります。その7割相当分が町に入るということで上げております。

○議長（黒木 泰三） ほかにありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 同じく25ページ、ふるさと納税についてお伺いします。

3月から返礼品割合を一部ですけれども、5割に戻されまして、そのときに説明が、3月のちょうど議会の審議中でありまして、非常に3月からしたことで、もう、すぐに効果があらわれたと。そのときに1,000万円か1,500万円ぐらい、1カ月間でありましたということで、実績が9,000万円を超えていると思うのですが、実際は吉岡課長、これ決算処理されるからいいのでしょうか、実際の実績はいくらですか、ふるさと納税の寄附額。

○議長（黒木 泰三） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） 3月の補正予算におきまして1億2,500万円減額をいたしまして、29年度の見込みとしまして1億7,500万円ということで、今予算措置をしておりますけれども、29年度の決算といたしましては1億9,384万3,072円が29年度の決算となりまして、予算額に対しまして1,884万3,072円が決算額でいきますと増額になるということになると見込んでおります。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） やっぱり5割にしたことで即効果が上がったということですね。

1億9,000万円を超えて。それでは、反対に、31ページ、数字はないのですけれども、財産管理費に値しますので、3月のその1億2,500万円を減額補正されたときに、報償費、いわゆるお礼の品だけは3億円の半分だから1億5,000円組まれていましたけれども、

4,000万円減額をされました。そのときに、私がこの場で、報償費を減額するのであれば役務費ですか、いわゆるポータルサイト、約5,000万円近く予算計上されていましたがけれども、それはあくまでも3億円に対する経費であって、ふるさと納税税額と関連費用は一体化していると思うのですよ。そのときになぜその他手数料の減額はされないのですかと質問をしました。

課長は、期日がまだあるので、確定していないので、確定見込みができ次第、補正を起こすということで、今回、補正に上がるのかなと思っていましたけれども、減額補正がしてありません。相当予算が余っていると思いますが、どう処理されるのでしょうか。

○議長（黒木 泰三） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉岡 信明君） ふるさと納税のいわゆる返礼品分の報償費でございますけれども、3月補正におきまして報償費につきましては4,000万円減額をいたしましたけれども、手数料につきましては、これはポータルサイトの手数料でございます、楽天、それから「さとふる」が請求のほうが2カ月ほど遅れるということで、先月の入力期限の3月30日にはその支出額が確定していなかったために専決処分を今回行っておりませんので、これは決算のほうで不用額として残るものだというふうに思います。

○議長（黒木 泰三） ほかにありませんか。3番、中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 先ほど25ページのその他不動産売払収入ですかね、これを聞いたのですけれども、国有林ということですが、これ国有林の場所とこれの面積を大体どれぐらいかを、立木があればどんな立木があるかちょっとお聞きしたいと思います。

それともう1点、39ページ、児童措置委託料1,450万円、これの内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 国有林の伐採が行われたのは尾鈴麓（川原国有林）279のソ、ツ、林小班ということですが、その中の樹木等については本日は資料を持っておりませんので、お答えすることができません。申しわけございません。

場所的には石河内と川原の境みたいなところ辺ということで場所はよろしいでしょうか。面積はこの森林管理署の報告に面積が書いておりませんので、この後にでも議会終了後、報告をしたいと思います。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 児童措置委託料1,450万円の増額分ではありますが、これは、保育園入所児童に係ります民間の保育園措置委託料としてお流している分ですが、今年度は27年度から保育士等の処遇改善加算というのが国の基準で追加をされておまして、それを通常実施をしておりましたが、本年度、追加で改めてその処遇改善加算が追加をされたところであ

ります。

なお、加算対象者がこれまで保育士、教諭等でありましたが、それに追加して看護師、調理師、栄養士、事務職員等までという加算項目が若干増えております。

また、一般的に公表されておりますように、副主任保育士等に年数に応じて上限4万円程度というものもありまして、そういったものを2月から3月にかけて追加の通知が来ております。したがって、現在、3月の時点で10保育園に委託をしております、その分を合計、追加したものが新たに補正として増額になったということになっております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、議案に対する質疑を終わります。これより議案第29号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第30号専決処分の承認を求めるについて（平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算 第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第30号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。これより議案第30号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第31号専決処分の承認を求めるについて（平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算 第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第31号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。これより議案第31号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので採決に入ります。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第35号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第35号に対する質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） ちょっとわからないのですが、この長友和吉氏から預託されているのですが、それぞれ3万円ですよね、6万円とか1万円とかなっているのですが、これについての決定された理由についてお願いいたします。

○議長（黒木 泰三） 教育課長。

○教育課長（西田 誠司君） 今回、8名の和解議案を提案しているところですが、和解金額についてそれぞれ差がある部分についてですけども、故長友和吉様におかれましてはもう既に亡くなっておられます。このことにつきまして、相続人関係者が12名おありまして、法定相続割で分けております。いわゆる直系の子供たちが8分の1、それからその直系の子供さんのいわゆる配偶者になられる方が16分の1、その方もなくなられて、いわゆるお孫さんたちになる方が48分の1ということで、金額の差が出ております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で本件に対する質疑を終わります。

次に、議案第36号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第36号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。
これより質疑を行います。議案第37号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。
これより質疑を行います。議案第38号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。
これより質疑を行います。議案第39号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。
これより質疑を行います。議案第40号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。
これより質疑を行います。議案第41号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。
これより質疑を行います。議案第42号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第32号から議案第34号及び議案第43号から議案第49号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第32号木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案第32号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第33号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号木城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第34号に対する総括質疑はありませんか。7番、淵上三月君。

○議員（7番 淵上 三月君） 木城町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例ですね。これは、それまでは母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるといことで、これは、平成26年10月1日から適用するとなっておりますけれども、今回、木城町ではこれを改正するということになるのですね。

これは、平成26年から適用されていて、現在までこれを改正しなかったという理由をお聞かせください。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ご質問のとおり、関係の推進法につきましては、平成26年の10月1日に改正をされていまして、適用されております。

従来、先ほどの提案理由にもありました、対象となる母子並びに父子に対する規定条項の中身には変更がなかったということから、関係の法律についてはそのまま運用していたところでありますが、昨年度の県の実地指導監査において、関係法令の改正の指示というのがありました関係で、今回、関連する母子及び父子並びに寡婦福祉法という形に法律のほうの改正を行ったところであります。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 7番、淵上三月君。

○議員（7番 淵上 三月君） 平成26年からこれは適用されていて、この助成を受ける権利といますか、父子家庭にも助成を受けることができたわけですが、今回、これを改正されて、ただいまからは助成を受けるということができるようですが、平成26年度にさかのぼってということは可能なのでしょうか、不可能なのでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 先ほど申し上げましたとおり、規定の中身にあります配偶者のない女子並びに配偶者のない男子という規定については基準の中に当初より設けてありますので、父子家庭につきましても該当世帯でありましたら従前から適用を行っておりますので、この法律

の父子というもので法律を判断しているということではございませんで、当初より父子家庭につきましても医療費助成は行っております。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案43号平成30年度木城町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。議案第43号に対する総括質疑はありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 31ページの賠償金、先ほどの和解に関することであります。

今回、8名の方が和解に応じられたということですが、今まで町長が報告されました報告書の一番最後が、私たちが持っているのが去年の6月15日にいただいた分です。それ前から高鍋の弁護士を通じて交渉されておりましたけれども、最後の報告で、「謝罪を受け入れ、賠償金も必要ないと言われた方は3名。3名の方については、完全解決です」という報告なんですよ。

ということは、12名おられて、3名が完全解決で、今回8名が和解によって解決ということは、未解決者は1名ということによろしいのでしょうか。

○議長（黒木 泰三） 教育課長。

○教育課長（西田 誠司君） すいません。6月——前回のときも、完全解決で3名ということで報告していたんですけども、今回、その元になったのが、平成29年2月に、関係者各位に対しまして、1回目の和解について、謝罪をした上で和解の同意を回答いただきました。今まで報告してきたものですが、その中で、賠償金については、第三者委員会の報告書に基づく写真での鑑定評価を基準に再度算定しますということで、一回、回答を得ております。

そして、この今回、平成30年の3月におきまして、先ほど言いましたように、賠償金額を提示しておりませんでしたので、改めて関係者12名に対しまして、それぞれの賠償金額を提示した上で、個人の同意するかしないかという旨の回答をいただきました。その結果を持ちまして、今回8名の方——1名の方については、賠償金は要らないということなんですけども、ほかの方については、ご提示させていただいた賠償金額によって謝罪、和解を締結するという事になっております。

ですから、言われるとおり、従前まで報告していた部分については具体的な金額を示した上での回答ではなかったもので、今回改めて確認をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これ再質問ですから、回数から除外してください。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

最終的に私が言ったのは、いわゆる未解決者は1名ですかと聞いたんですが、1名じゃなくて、未解決者は何名になるんですか、じゃあ。それを聞いたんですよ。

○議長（黒木 泰三） 教育課長。

○教育課長（西田 誠司君） すいません。

未解決者については、4名です。

3名の方については、もう完全に謝罪、賠償金等についても受け入れない。1名については「判断ができない」ということで、この方については、ご家族の方と今、弁護士を通しまして協議をしているところです。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 賠償金で差があるのは、先ほど言われました写真での鑑定評価で、8分の1から48分の1、その元となる8分の1の、いわゆる鑑定評価額は幾らで——これ、写真による鑑定の評価額というのは、幾らで計算されたんですか。

それから、残り4名の方については、この賠償額を提示をされた。その結果、拒否された。その人たちの言い分は、その金額が——いわゆる解決に至らない、応じられない理由は何なのか、何が原因なのか。お願いします。

○議長（黒木 泰三） 教育課長。

○教育課長（西田 誠司君） まず1点目ですけども、この賠償金についての総額については、弁護士と相談の上、48万円ということで総額を決めております。これに伴いまして、先ほどお話ししたとおり、直系の子供さんについては8分の1、配偶者に対しましては16分の1、お孫さんについては48分の1ということで計算をしております。

それから、もう一点ですけども、反対を受け入れない理由なんですけども、3名の方のうち2名につきましては、第三者委員会の報告のとおり、故・長友和吉さんから預かった生活資料類等については、処分を手元にないわけですが、この部分について「返していただきたい」ということで、いわゆる賠償金に対しての云々ということではありません。

それから、今後につきましても、12名の方と同じように謝罪を受け入れた上での和解案ということで送付しておりますので、同じ条件で今後とも粘り強く、弁護士を通しまして、和解に向けて協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 教育課長。

○教育課長（西田 誠司君） すいません。

あと1名の方については、四男の方に一任しているということで、今回、謝罪を受け入れない

ということになっております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これ、答えられなかった場合ですけども、未解決のように、いわゆる今の預かり書を持っておられる、前から名前が出ております日向在住の武彦さん、それから三重県在住の今言われた四男の壽光さん、川南在住の次男の正男さん、この3名が未解決でしょうか。

答えられなければいいですよ、名前が……。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 3名は、四男、五男、六男の方です。六男の方は、京都市在住の方です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 「四男」、「五男」、「六男」というのが違うだけで、名前は、じゃあ、例えば、日向在住の武彦さんは五男じゃなくて六男さんなんですか。

○議長（黒木 泰三） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 日向の方は五男です。三重の方が四男、六男の方はほとんど名前挙がっておりません。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） その解決の見通しというか、もう全く、もう……、金も要らない、謝罪も要らない、物を返せと言っても、物は、もう確実にないわけですよ。だけど、解決に向けて弁護士を立てて、弁護士でもうまくいかんと。

これ、町長、最終的にはやはり裁判に委ねるという形しかないのかなと思うんですが、そこら辺は、いつごろまでこの交渉の期限をとって、もう交渉だめだというふうに断念されるのは、2年先なのか3年——ずっと、これを引っ張られるのか。どっかで区切りをつけなければならぬと思うのですが、どういうお考えなのか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） いわゆる、この文化財の廃棄問題については、私は基本的には私の任期中に全部解決をしたいという思いで今進めているところであります。

この故・長友和吉様の件については、今、高橋弁護士を通じて交渉したりして、粘り強くやっております。

途中これにつきましては、今までご報告しましたように、相続人12名に対しての全体解決を図っていましたが、それもなかなかだということで、弁護士と相談の上、今、個別に当たってき

ておりまして、12名のうち8名が、さっきから言っていますように、解決ができたということ
であります。あと4名については、やはり粘り強く交渉していくと。

しかし、いずれかの時点で、やはり弁護士先生、それから町村会の顧問弁護士とも相談をしな
がら、よりより方向でいきたいなと思います。

ここまで和解がなかなか、弁護士を通じての交渉をして、和解ができないとなれば、最終的に
はやはり裁判という形になるのかなという思いは持っていますけども、今しばらくは、弁護士と
相談していることは粘り強く交渉していくということでもあります。

ただ、先ほど冒頭申し上げましたように、これについて私は、任期中に終えたいというのが私
の使命だと思っておりますので、そういう気持ちで取り組んでおります。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

10番、内田重則君。

○議員（10番 内田 重則君） 33ページをごらんいただきたいと思うんですが、その補償の
中の21万円というのは、確かに先ほどから見まして21万円であります。6万円じゃあ、3万
円じゃあ、いろいろ出ていましたが。

その中で、公費は使わなくて何とかというような話を今までしてきたんですが、公費はもう使
わないで、この21万円は、そういった関係者で何とかするというふうな話で進めてきたわけ
ですが、予算が繰り出てきているということは、もう公費を使うということですか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今のご発言であります、そういうことを私や執行部は一声たりとも言
っていませんので、誤解がないように訂正をさせていただきたい。そういうことはしていません。
言っていません。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第44号平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題
といたします。議案第44号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とい
たします。議案第45号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。議案第46号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。議案第47号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。議案第48号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の改正についてを議題といたします。議案第49号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第32号から議案第34号及び議案第43号から議案第49号に対する総括質疑を終わります。

日程第29. 各常任委員会議案審査付託

○議長（黒木 泰三） 日程第29、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第2回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第34号及び議案第43号から議案第49号に至る議案については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第30. 散会

○議長（黒木 泰三） 日程第30、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす9日から10日までは休会、11日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっています。

本日はこれで散会といたします。議員の方は控室をお願いいたします。

○事務局長代理（議事調査係長）（廣瀬 孝一君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前11時18分散会
